

各 位

会社名：ワインテスト株式会社
 (コード：6721 東京証券取引所 スタンダード市場)
 代表者名：代表取締役 姜 輝
 問合せ先：管理本部長 鎌田 文明
 (TEL：045-317-7888)

第三者割当による第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年12月26日開催の取締役会において、以下のとおり、abc 株式会社（以下、「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第13回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2026年1月13日
(2) 発行新株予約権数	70,000個
(3) 発行価額	総額 12,110,000円（本新株予約権1個につき173円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	7,000,000株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は70円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は7,000,000株です。
(5) 調達資金の額	733,110,000円（差引手取概算額：724,746,500円） (内訳) 本新株予約権 新株予約権発行による調達額：12,110,000円 新株予約権行使による調達額：721,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 103円 行使価額は、2026年1月13日の割当日以降、毎週水曜日（以下「修正日」といいます。）の直前の取引日である毎週火曜日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合

	合には、行使価額は、毎週水曜日に修正されます。但し、当該修正後の価額が70円（以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じです。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 abc 株式会社 70,000 個
(8) その他	新株予約権の譲渡に関する事項 ①当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書（以下、「本割当契約書」といいます。）において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。 ②割当予定先は、当社の取締役会の承認決議を経て本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡するものとする。この場合、各当事者は、かかる譲渡に必要な措置を採るものとし、かかる譲渡以後、本割当契約中の「割当予定先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとする。本項に基づく割当予定先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後の全ての譲受人に承継されるものとする。 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的及び理由

①当社グループの事業概要

当社は、1993年8月の設立当初は日本における半導体検査装置のマーケットにおいて有機ELアレイ検査装置とイメージセンサーICに特化した事業を展開しておりました。その後、有機ELを諦めた日本市場からアレイ検査ニーズは急激に消滅、またイメージセンサー関連市場においても寡占化が進み且つスマートフォンの隆盛に伴い、コンパクトカメラ市場の終焉に伴い当該マーケットもほぼ消滅することとなりました。また2013年前後から徐々に顕在化してきた半導体製造工場統合、閉鎖、海外への移転、海外企業への売却などが進み、国内における半導体製造に関わる工場はパワー半導体関連を除き激減、その市場は日本に代わりメモリは韓国へ、その他は台湾、中国に移りました。技術面においてもIT機器に欠かせないマイクロプロセッサーなどのハイテク分野ではアメリカに大きく引き離されている状況にあります。このような状況のもと、当社は新たに2014年からLCDドライバーIC検査装置分野へ進出いたしました。また日本国内においては大きな半導体検査装置の需要は見込めないと判断し、中国・台湾向けの半導体検査装置のニーズがあると考え、2019年9月に武漢精測電子集團股份有限公司と資本提携をし、また2019年12月には中国の湖北省に子会社（偉恩測試技術（武漢）有限公司。以下「ウインテス武漢」と言う）を設立いたしました。現在、武漢精測電子集團股份有限公司との資本関係は希薄化が進んでおりますが、引き続き当該グループ企業との交流を深め営業を含めた協力関係を継続しております。

②当社を取り巻く環境

2021年6月に打ち出された日本における半導体産業の復活シナリオに沿い、政府から北海道（千歳市）のラピダス株式会社への補助金出資で進められているウエーハファブ（半導体ウェーハ上に電子回路を作りこむ「前工程」を行う半導体製造施設）は、2027年に半導体の生産を開始するとの報道がなされております。加えて、日本政府誘致で先行している台湾のウエーハファブであるTSMC（日本工場名はJASM：Japan Advanced Semiconductor Manufacturing株式会社）は、現在、熊本で第一FABが稼働を開始し、第2FABの着工が2025年10月とされており、第3FABの建設も計画に上っております。また北九州市若松区に台湾のOSAT（封止組立などの後工程や検査をする会社）大手であるASE社が工場建設の用地目的で約16万平方メートルの市有地の売買契約締結を終了し、こちらが完成すれば「新生シリコンアイランド九州グランドデザイン」構想となります。当社としては、今後、日本に半導体ビジネスが回帰し、本格的に日本半導体が復活をする日がくると見込んでおります。

当社としては、第12回第三者割当増資にて調達した資金を中国、台湾市場の攻略のため2024年末までに開発の完了したWTS-9000フラッグシップ装置の各拠点へのデモ機配備やベンチマークに集中した戦略を取り、当社100%製造販売子会社ウインテス武漢と共にベンチマーク活動に力を入れてまいりました。同時に、日本半導体市場復活に期待し、2024年6月より国内における営業体制を強化し、国内営業体制再構築を行いました。

2025年以降の半導体市場は、従来からのTVや音楽プレイヤー、またゲームなどのハードウェアを中心とした製品の需要はありつつも、生成A.I.技術の需要が激増し、情報端末を使いインターネットを中心とした新たな未来市場を形成しつつあります。A.I.は、今までの単なるセンサー技術と広域ネットワークで構築されようとしていた自動運転技術、ロボット技術、そしてキャッシュレス技術などに、A.I.の領域が組み込まれることで、限界を迎えていた技術の壁を破れる可能性が出てきました。またA.I.は今までなかつた新技术を必要とするサービスを生み出し、それに合わせて新たな半導体が開発され、今後半導体需要は益々増加していくと想定されています。

③当社の状況と資金調達の必要性

当社は、2020年12月期決算において、15期ぶりとなる黒字化を達成したものの、猛威を奮う新型コロナ禍の影響は当社営業活動に大きな影響を与える、かつ、その後のテレワーク需要激減からくる半導体部材のダブつきは、半導体製造工場の新規設備投資凍結の引き金となりました。当初、このような半導体のダブつきは2023年末から2024年初頭において解消される見込みでしたが、AI領域の活況ぶりを尻目に、民生及び産業向け非AI分野における半導体工場稼働率は、2025年下半期となった今日現在においても設備投資動向は依然として様子見を続けており、当社2025年中間期決算までの期間では受注売上の回復は叶いませんでした。

SEMI（国際半導体製造装置材料協会）の発表によれば、2025年の世界半導体製造装置市場は1,255億米ドルに達し、過去最高を更新する見通しとなっております。成長の主な要因は、生成AIやデータセンター向けを中心とした先端ロジックおよび高帯域メモリ（HBM）関連への投資拡大によるものです。

一方で、当社が主に取り扱う非AI分野向け半導体製造装置市場は、パソコン、スマートフォン、一般産業機器などの需要低迷が続いている、依然として厳しい事業環境にあります。同業他社においても非AI領域では受注の減少や設備稼働率の低下が見られ、当社もその影響を色濃く受けております。

また同SEMIによりますと、後工程（バックエンド）分野全体では、2025年にテスト装置が前年比23.2%増の93億米ドル、パッケージング装置が7.7%増の54億米ドルと回復が見込まれています。これらの成長は主にAI関連投資によるものであり、当社の主力分野には直接的な波及が限定的と見られていますが、2026年以降においては、現在活況を呈するAI分野への投資も落ち着きに向かうことが想定されます。同時に今まで落ち込んでいた民生、産業エリアはAI分野を追いかけるように活況を取り戻すものと予想されています。2025年下期以降、iPhoneなど、新機能を搭載したスマートフォンやWindows10終了に伴い次世代PCの需要も活発化し、徐々に非AI市場も上向くことが予想されています。当社としては、2025年下期そして2026年に向けた市場拡大に即応できる受注力・製造体制の強化を最重要課題として推進してまいります。

当社は今までにおいて、その時々の課題解決のため、第11回新株予約権の発行においては、装置製造に関わる半導体、特に米国製ハイエンド部材の仕入等の目的として433,338千円の資金調達を行いました。また、2023年9月15日には、第三者割当による新株式の発行を決議し、399,921千円の資金調達を行い次世代装置のバリエーション展開、SoC検査装置の参入準備（マーケティング、基礎技術導入費用等）を行い、2024年の12月のセミコンショナーでは、悲願であった次世代高精度高速検査システムWTS-577SX、WTS-9000やウェーハ検査装置などの次世代装置を完成させリリースを行いました。

しかしながら、上述のとおり顧客工場における新規設備投資は想定以上に遅れが発生、年初から2025年12月期第3四半期に至り新規システムへのお引き合いを頂いており、現在複数の大手お客様にて当社新型装置のベンチマーク（導入に向けた製造能力評価）をさせて頂いておりますが、受注売上までには、想定以上の時間を要しております。

上述のような状況下、非半導体エリアでの新規事業を事業化し推進することとし、2024年11月にGFA株式会社（現abc株式会社）を割当先として開始いたしました第12回第三者割当で調達した資金によって、それまで水面下で進めていた3新事業並びにパワー半導体向け検査装置など2025年初頭から本格的に予算を付け進めてまいりました。当該新規事業である「IoTによるヘルスケア便座」、「自重補償機構による荷役用簡易エレベータ機器」の製品化及びSDGsに配慮した「アルカリイオン洗浄水生成装置」の量産準備を整えることができました。

半導体前工程事業における設備投資は、AI（人工知能）やHPC（高性能コンピューティング）向けの需要増加を背景に、今後も拡大が見込まれています。国際半導体製造装置材料協会（SEMI）の予測では、2025年の前工程設備投資は前年比2%増の1100億米ドル、2026年には同18%増の1300億米ドルに達すると見られています。これは2020年以来、6年連続の成長となるなど、今後も成長が見込まれる有望な市場となります。

当社は、今後の戦略として上述のように当社が得意とする一部の市場動向に業績が大きく左右されるとのない事業環境構築に挑むべく、既存の民生、産業エリア半導体市場向け検査装置に加えて、新たなファイナンスを行い、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり一部エリアの半導体市場動向に左右されない強固な会社の新事業を構築すべく体制を見直すこととし、このような取り組みを進めるべく本第三者割当を行うことを決議いたしました。

（2）資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。具体的には、下記のとおり、本新株予約権については、行使価額修正条項付新株予約権とし、abc 株式会社及び当社で協議を行い、abc 株式会社としては、株価への影響に配慮しつつ（売却する場合には、日次出来高の 10%～15%を上限の目安とする）、当社の資金需要に対応することを目指す方針です。

本新株予約権は、対象株式数を 7,000,000 株とし、行使期間を 1 年間とする、行使価額修正条項付新株予約権となります。なお、本新株予約権の行使期間は、2026 年 1 月 14 日から 2027 年 1 月 13 日までです。本新株予約権の概要は以下のとおりです。

① 行使価額の修正

本新株予約権の当初行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 103 円とし、行使価額は、割当日以降、毎週水曜日の直前の取引日である毎週火曜日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90.0%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合または下回る場合には、毎週水曜日に当該修正日価額に修正されます。

これにより、株価が上昇した場合に、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されます。そのため、当該修正条項を付帯することにより、本新株予約権による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることができます。

但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 70 円（以下、「下限行使価額」とい）、本新株予約権の発行要項第 10 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。

本開示によって当社株価に下落圧力がかかる可能性がございますが、当社の株式流動性は、行使期間と同期間である過去 1 年間における 1 日の平均売買出来高が約 290 万株程度、過去 1 か月程度約 41 万株程度と必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。ただし、上述のとおり abc 株式会社及び当社で協議を行い、abc 株式会社としては、株価への影響に配慮しつつ（売却する場合には、日次出来高の 10%～15%を上限の目安とする）と確認しており、下落圧力が過度に進まないように配慮したこと、本新株予約権は権利行使が進みやすい行使価額修正型の設計としていることから、資金調達の蓋然性を高め、調達した資金を下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途に充当することで、当社の企業価値の向上につながり、さらに中長期的に既存株主様の利益に資するものと考えております。

②取得事項

当社は、本新株予約権については割当日から 3 ヶ月経過した日以降いつでも、割当予定先に対し会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 14 取引日前までに通知した上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、当社取締役会での決議を経たうえで合理的な方法により行うものとし、速やかに開示します。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要な事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しません。

当社は、本新株予約権の行使により調達した資金について、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載するとおり充当することを予定しております。今回

の本新株予約権については、権利行使が進みやすい行使価額修正型の設計にしております。また、本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は 7,000,000 株となり、当社の発行済株式総数 53,641,000 株を分母とする希薄化率は約 13.05% となる見込みです。

(4) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、金融機関の融資姿勢及び当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ、当社の重要な経営課題の 1 つである自己資本比率を改善させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 7,000,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 取得条項

本新株予約権は、割当日から 3 ヶ月経過した日以降いつでも、当社取締役会で定める取得日の 14 取引日前までに本新株予約権者に書面により通知することによって、残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価格と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

③ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本割当契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。割当予定先は、当社の取締役会の承認決議を経て本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡するものとします。この場合、各当事者は、かかる譲渡に必要な措置を採るものとし、譲渡以後、本割当契約中の「割当予定先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとします。上記契約上の地位の譲渡に基づく割当予定先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後の全ての譲受人に承継されます。

④ 株価上昇時の資金調達額増加の可能性があること

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。

<デメリット>

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 7,000,000 株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

② 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に下限行使価額を下回る場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先

による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 取得請求

本割当契約には、割当予定先が本新株予約権の行使期間の末日の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、割当予定先は、当社に対し、当社による取得日の5取引日前までに通知することにより、本新株予約権のそれぞれの発行価格と同額で残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、かかる請求があった場合、当該本新株予約権を発行価格と同額で取得するものとします。この場合、割当予定先は、本新株予約権の移転に係る記録が取得日になされるように、機構関連諸規則及び振替法に従い、かかる記録のために割当予定先が執るべき手続を行うものとします。本新株予約権の行使期間の末日の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少することになります。

⑤ 権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

[他の資金調達方法との比較]

一般的なその他の資本増強のための資金調達方法についても検討いたしましたが、以下の理由から、いずれも今回の資金調達においては適切ではないと判断いたしました。

1) 公募増資

公募増資による新株式発行は、当社の財務状況や2025年12月期中間期の経営成績に鑑みた場合、実現性に乏しく、また早急な資金調達が求められていることから、他の方法により資金調達を図らざるを得ません。

2) 株主割当

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが不確実であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

3) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達としては有効な手段となり得ますが、割当先として適切な投資家を見つけることが難しいことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4) 行使価額が固定された転換社債(CB)

通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明であり、当社の今後の株価の動向によっては、普通株式への転換が十分進まない可能性があり、その場合社債の満期時に償還資金を手当てる必要がありますが、当面の間当社の手元資金は、当社の業績向上と継続的な会社成長に必要な資金に優先的に充当する方針です。そのため、行使価額が固定された転換社債(CB)は、適当でないと判断いたしました。

5) MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

6) 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資

金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は2021年12月期から連續で赤字を計上しているため、取引所の規則上実施することができません。

7) 借入による資金調達

当社の財務状況及び経営成績を鑑みた場合、与信上金融機関からの借り入れは困難な状況であります。従って、他の方法により資金調達を図らざるを得ません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
733,110,000	8,363,500	724,746,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の総額(12,110,000円)に、本新株予約権の行使に際して当初行使価額にて払い込むべき金額の合計額(721,000,000円)を合算した金額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用(2,613,500円)、新株予約権公正価値算定費用(1,250,000円)、有価証券届出書作成費用(4,250,000円)、信用調査費用(250,000円)です。
 4. 調達資金を実際に支出するまでは、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(千円)	支出予定期
①新規「前工程装置事業」立上げに係る準備費用	256,000	2026年1月～2027年3月
②専門技術者、サポート要員の採用と教育、育成	50,000	2026年1月～2026年6月
③開発中の新規3事業関連プロモーション費用及び量産に係る費用	50,000	2026年1月～2026年12月
④その他運転資金	368,747	2026年1月～2026年12月
計	724,747	

- (注) 1. 上記の資金使途及び金額については、優先度の高いものより順に記載を行っています。
 2. 当社又は共同開発の相手方との間における現時点での開発方針を前提としており、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定期は、今後の開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、これらの資金使途及び支出予定期に重要な変更が生じた場合には、その内容を適時適切に開示いたします。
 3. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は当社が調達資金専用口座を保有する銀行において管理いたします。また、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手元資金の活用(従来想定していた資金使途の変更を含む)、新たな資本による調達、又は、その他ご協力会社や主要株主からの借り入れによる資金調達についても検討を行ってまいります。

〈本新株予約権発行による調達資金で予定する具体的な資金使途〉

調達資金で予定する具体的な資金使途の説明に際し、当社を取巻く状況並びに「前工程装置事業」参入を計画する理由を記載いたします。

背景として、現在当社の主たる事業分野は、半導体の後工程(ウェーハ検査も含め)に特化した事業となっていることは上述のとおりです。半導体工程は前の工程に行けば行くほど汎用性が広く、後の工程に行けば行くほど専門性が高くなります。当社は、半導体検査装置の中でもDDIC向け検査装

置と汎用ロジック検査装置を主軸としており、市場規模が大きく広い市場とはいえない。工程を遡り、前工程（インゴット製造、切断やウエーハ研磨、酸化、レジストなどは除く）領域に参入することといたします。前工程はどのような半導体を製造するにあたっても、必ず通る工程です。したがって、半導体市場においても一部の市場が落ち込むことがあっても比較的安定していると考えられます。

半導体前工程には色々な工程が有り、必要となる装置も様々ですが、下記に半導体製造前工程で必要な装置と技術をご紹介します。当社はその中で、下記の8. 検査・測定・解析装置の取り扱いを開始いたします。

1. 洗浄・乾燥装置
2. イオン注入装置
3. 熱処理装置
4. リソグラフィー装置
5. エッキング装置
6. 成膜装置
7. 平坦化装置（CMP）
8. 検査・測定・解析装置

当社が半導体前工程装置に参入を決断した理由は、グループ協力企業が先行開発製造している前工程向け検査・測定解析装置が既にあることを考え、それらを当社大阪工場において、グループ企業からのライセンスの提供を元に、ノックダウン製造を行うことで参入に関わる装置開発の時間を大幅に短縮できることによります。当社販売エリアは、主に、日本はもちろん、韓国、台湾そしてシンガポールとなります。また、先行してシンガポールの販売店経由で大手顧客と協議を始めております。その後はインド市場への参入も計画、準備いたします。また、ビジネスの進捗を見て更に前の工程（上流）への参入準備をしてまいります。

前工程向け検査装置では、既に開発を完了し販売を開始しているWTS-511ウエハ・アクセプタンス・検査装置（同システムは前工程向けですが、ウエーハアウトされた後のOSAT（受託専門会社）で使われるため、クリーン環境は必ずしも必要とされません）に加え、まず最初にグループ協力企業によって先行して製造・販売を行い、実績も既にある前工程検査装置である「薄膜厚さ・屈折率・光学特性測定」に使われる「金属膜厚測定システム（分光反射・エリプソメトリ系）などのノックダウンを順次行い、その後に「ポイント又はラインスイープ形状測定システム」のノックダウンと販売を計画してまいります。なお、全体的なスケジュールに関しましては、新株予約券の行使のスピードにも左右されるため、概略となります。2026年第2四半期末を目途にクリーンルームの完成を目指し、その後製造準備を第3四半期から開始、販売出荷を、同第4四半期或いは遅くとも2027年初旬からと計画いたします。

前工程用の装置（検査装置に限らず）は納入先工場のクリーン環境を汚染しない為にその製造組立は同様にクリーンルームで行われ、清浄な状態で工場に設置されます。そのため前工程に参入するためには、クリーンルームの設営が必須となります。

①「前工程装置事業」立上げに關わる準備費用

1. クリーンルームの建設費用 並びに付帯設備 200 百万円

クラス1000で100坪のクリーンルームの建設費用は、およそ180百万円と見積もっております。クリーンルーム附設坪単価は180万円前後とされており、これに床面積の100坪を掛けることで算出しております。また付帯設備（防振フロア、構造空調、超純水設備、排気除害装置、ガス供給設備など）には凡そ200万円前後を見積もっています。

※クラス1000とは、クリーンルームの清浄度を表す数値で1立方フィートの空気中に、粒径0.5μm（マイクロメートル）以上の微粒子が1000個以下であることを意味します。

2. ユーテリティ設備費用 56 百万円

- ・供給電力安定化電源設備費用（キュービクル含む） 6百万円（200KW～）
- ・防災安全設備費用（自動火災報知設備、消火設備：泡消火、ガス消化、排煙設備） 10百万円
- ・製造実行システム（MES） 30百万円

- ・小規模恒温恒湿ボックス導入（換気、センサー）及び付帯工事 10 百万円
- 3. なお、クリーンルーム設営に関わる概略工期は3か月程度を予定しており、ユーティリティ設備の設営、整備及びノックダウンのための準備期間に3か月程度は必要と考えています。従いまして出荷開始は上述 3. (2) 調達する資金の具体的な使途に記載している 2027 年 3 月よりは前倒しで開始できるように努力してまいります。

②専門技術者、サポート要員の採用と教育、育成 リクルート費用

当社では、電子回路、電子基板領域には多くの知見を保持する従業員を有しておりますが、半導体前工程に関する知見を持つエンジニアは少なく新たに若干名の採用が必要となります。加えて、現在 abc 株式会社と進めている AI サーバーのサポート技術開発関連要員数名の補強の増員も計画し、併せて 4 名程度の増員を考えております。そのため本第三者割当により調達した資金 50 百万円を当該採用に関わる費用として計上いたします。

③開発中の新規 3 事業関連プロモーション費用

開発中の新規 3 事業関連プロモーション費用として、以下の事項に本第三者割当により調達した資金 50 百万円を当該資金使途に充当いたします。これら新 3 事業は非半導体エリアであり、市場も違う事から、主として展示会への出展、新聞雑誌へのプロモーション記事投稿や広告紙面での宣伝となります。

1. 自重補償を使ったテールゲートハンドリフターの量産及びプロモーション 20 百万円

★当該装置は運送業様向けの製品となります。主なプロモーションは、展示会への参加及び専門業界紙への PR 広告掲載となります。

当該開発装置の特長は、油圧などを用いた高額になるパワーゲートの代わりに、バネ、滑車を利用して自重をキャンセル、安価に重量物の荷役を助けるものです。これによって、女性や高齢ドライバーでも楽に気軽に重量物の荷役負荷を軽減することを目的にしており、2024 年問題（2024 年 4 月からトラックドライバーの時間外労働時間の上限が年間 960 時間に規制されたことにより、物流業界で発生する様々な課題）や 430 問題（主にトラックドライバーの「4 時間連続運転したら 30 分の休憩」という 430 休憩のルールを守れない状況が生じている問題）で更にひっ迫するトラック業界に女性をも進出しやすくなり、また引退を考える高齢者の再雇用にもつながり、ドライバー不足解決の一助になればと開始した事業です。プロトタイプは完成しており、2025 年 10 月に開催された富士スピードウェイの展示会にも展示いたしました。

2. IoT ヘルスケア便座の量産及びプロモーション 15 百万円

★当該装置は一般向けヘルスケア製品です。女性、高齢者に広く知って貰う必要があります。主なプロモーションは、展示会への参加及び生活関連誌や女性誌への記事広告掲載となります。業界紙への PR 広告掲載となります。

本装置は主に家庭向けであり、トイレにバイオセンサーを取り付け、バイタルデータをモニターし、健康度を解析、ユーザーが自分はもとより家族の健康状態を把握できるようにするものです。これは離れて暮らす高齢家族の見守りにも利用でき、普段の健康状態の管理から検査値異常が確認された場合には、指定した家族にアラートがプッシュで届く機能も実装します。高齢化社会に安心を届けたいとの気持ちから事業化しました。現在は試作量産にまで漕ぎつけ、量産方法の最終検討段階です。

3. アルカリイオン洗浄水生成装置の量産及びプロモーション 15 百万円。

★当該装置は洗浄水となりますので一般に広く知って貰う必要があります。やはり主なプロモーションは、展示会への参加及び専門の新聞、雑誌への記事広告掲載となります。

一般にある電解アルカリ洗浄水においては、苛性ソーダ（猛毒）を使っているものが多く SDGs の観点からも良くありません。また、電気分解で作るアルカリ水も電解用の触媒が生成アルカリ水に混入しており、被洗浄物の汚染や、そのまま廃棄すると環境汚染につながります。当社の電解装置は 3 室構造を取っており、触媒が生成アルカリ水に混じることは無い洗浄水です。試作量産機を作成し、一部のモニター企業様に複数台出荷し、最終評価を頂いています。

※プロモーションとは、専門雑誌、新聞などの媒体向け紙面 PR、そして各種展示会への展示参加などを指します。また SNS などへの PR 広告なども積極的に行う計画です。

⑤ その他運転資金

当社の主力検査装置のメイン市場となる台湾、中国につきまして、上述しましたとおり、装置の稼働率は低迷を続けており、半導体工場各社は依然投資に慎重さを崩しておらず、様子見の状況が続いております。また新規ビジネス、新規参入前工程ビジネスの立ち上げにも相応の時間が必要となる見込みです。このような状況から、調達額の一部を当社運転資金の一部として、368 百万円を充当する予定です。

本新株予約権の発行及び行使により得られた資金は、上述の新事業領域への参入と今後の収益力強化に繋がるとともに、新たな前工程検査事業領域への投資によって、事業の安定化とその後の収益力アップと会社の継続的な成長に繋げることで、経営の安定化を図ります。今後、上記資金使途以外の使途が発生し、当社業績に重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には速やかに開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

この資金を上記の資金使途に充当することによって、当社の成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、上記資金使途は合理性を有していると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 28 号、代表取締役：能勢元）（以下、「TFA」といいます。）に依頼しました。TFA と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

TFA は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価（103 円）、ボラティリティ（91.10%）、当社の配当利回り（0%）、無リスク利子率（0.852%）、市場リスクプレミアム（9.2%）、対市場 β （0.916）、クレジット・コスト（21.83%）、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、当社の資金調達需要が発生している場合には当社による不行使期間の指定が行われないこと、割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。）を設定しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を当該評価額と同額である 173 円とし、本新株予約権の行使価額は当初、2025 年 12 月 25 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額である 103 円としました。

また、本新株予約権の行使価額は 2026 年 1 月 13 日の割当日以降、毎週水曜日に直前取引日である毎週火曜日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値）の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）に修正されますが、当該ディスカウント率（10%）は、割当予定先との間での協議により当社普通株式の株価動向及び当社が 2024 年 12 月期までに 4 期連続して経常赤字を計上していること等を勘案した上で、2010 年 4 月 1 日制定の日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下、「協会指針」といいま

す。)を踏まえ、10%といたしました。本新株予約権による資金調達方法の特徴といたしましては、(i)本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではないこと、(ii)株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があること等があげられます。他方で、(i)本新株予約権に下限行使価額が設定されており、修正後の価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはないこと、(ii)株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されていることから株式価値の希薄化が無制限に進むことはなく、既存株主の利益に配慮されていること、本新株予約権は株価に連動して行使価額が発行後1週間毎に修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額され、割当予定先による早期の行使により当社の資金調達のスピード感や蓋然性を高めて、当社の資金需要を満たすとともに、事業の運転資金を確保することができるようになると、(iv)本新株予約権による調達金額は資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇すること等のメリットがあります。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員3名全員（うち社外監査等委員2名）からは、本新株予約権の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、以下の事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見表明を受けております。

- ・ TFA新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること。
- ・ 本新株予約権の評価額の算定にあたり、TFAは公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該評価額は合理的な公正価格と考えられること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の総数7,000,000株（議決権数70,000個）であります。さらに、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数53,641,000株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数536,321個）を分母とすると13.05%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は13.05%。小数第3位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社普通株式数7,000,000株に対し、2025年12月25日から起算した、当社過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高は、1,905,963株、過去3か月間における1日あたりの平均売買出来高は393,590株及び過去1か月間における1日あたりの平均売買出来高は414,268株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である1年間（年間取引日数：245日／年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日あたりの売却数量は28,571株となり、上記過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高の1.50%に留まることから、当社普通株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しております、本新株予約権の行使により発行された当社普通株式の売却は、当社普通株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を本新株予約権の発行要項に付していることで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	abc 株式会社		
② 所 在 地	東京都港区赤坂四丁目 9 番 17 号 赤坂第一ビル 11 階		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 松田 元		
④ 事 業 内 容	金融サービス事業（ファイナンシャル・アドバイザリー事業、投融資事業、不動産投資事業）、サイバーセキュリティ事業及び空間プロデュース事業、ゲーム事業。		
資 本 金	50 億 487 万円 (2025 年 9 月末日現在)		
⑥ 設 立 年 月 日	2002 年 1 月 8 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	26,980,219 株 (2025 年 9 月末日現在)		
⑧ 決 算 期	8 月 31 日		
⑨ 従 業 員 数 (連 結)	88 名 (2025 年 3 月末日現在)		
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社 YourTurn 6.76% SEACastle SINGAPORE PTE. LTD. 3.75% 楽天証券株式会社 3.02% 株式会社 LXL 2.05% GCM ホールディングス株式会社 1.92% 合同会社トリコロール 2 1.60% 白川 祐輝 1.36% 野村證券株式会社 0.99% 合同会社 CP1 号匿名組合口 0.88% 藤見 幸雄 0.66% (2025 年 9 月末日現在)		
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当該会社は、当社が 2023 年 1 月 13 日付取締役会にて発行決議した第三者割当による当社第 11 回新株予約権及び 2024 年 10 月 31 日付取締役会にて発行決議した第三者割当による当社第 12 回新株予約権について、割当先としての引受実績があります。 当社は、2025 年 11 月 26 日、当該会社との間で金銭消費貸借契約を締結して 1 億円を借入れております。 当社は、当該会社との間で AI データセンター領域における技術開発契約の締結を予定しております (2026 年 1 月)。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (連結)			
決 算 期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2025 年 8 月期
純 資 産	184,919 千円	2,795,390 千円	4,430,463 千円

総資産	4,512,622千円	7,785,459千円	9,031,927千円
1株当たり純資産(円)	9.14円	101.41円	148.00円
売上高	4,174,719千円	3,311,839千円	1,109,625千円
営業利益	△2,146,484千円	△2,616,876千円	△922,394千円
経常利益	△2,397,523千円	△3,400,725千円	781,288千円
当期純利益	△2,459,132千円	△4,411,879千円	526,527千円
1株当たり当期純利益(円)	△426.36円	△337.58円	18.99円
1株当たり配当金(円)	—	—	—

注：abc 株式会社は 2025 年 6 月 30 日開催の第 24 回定時株主総会決議により、決算期を 3 月 31 日から 8 月 31 日に変更しました。従って、第 25 期は 2025 年 4 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日の 5 か月間となっております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は必要資金の調達のため、当社の主要株主で関係会社となる武漢精測電子集団股份有限公司（持分比率：発行済株式総数の 37.28%）からの融資を検討いたしましたが、海外関係会社からの融資実行に際し「外貨管理局の承認」などで 1 年近くの時間がかかることが判明いたしました。また、同関係会社からの第三者割当の引受も検討いたしましたが、地政学的に国際情勢を鑑みると武漢精測電子集団股份有限公司からの追加投資による当社発行済み株式の持株比率を上げることで、周辺諸国とのビジネスに影響が及ぶことを懸念する意見もあり断念しました。

当社専務取締役である樋口真康より、金融機関の融資枠では必要な資金規模に達しないなどの理由から第三者割当による新株予約権の引受を行っていただいた実績のある abc 株式会社の専務取締役である片田朋希氏に対して 2025 年 10 月 9 日に第三者割当の引受について打診を行ったところ、同日中に abc 株式会社より第三者割当による新株予約権発行の提案を受け、2025 年 10 月 27 日の当社経営会議において同社の株券等の保有方針並びに行使の条件等を検討し、abc 株式会社を割当先として選定することが適切であると判断いたしました。2025 年 10 月 30 日に第三者割当による新株式の発行または新株予約権の発行について当社取締役会にて協議し、同社を割当先とすることを決定いたしました。以上により、当社および abc 株式会社との間で本新株予約権の発行及び引受について口頭にて相互に意向を確認いたしました。2024 年 12 月 19 日付「GFA 株式会社との AI データセンター領域における事業提携についてのお知らせ」にて開示しておりますとおり、abc 株式会社は、不動産・金融事業を本業とし、当社のファイナンス支援を行っている傍ら、最先端のメタバース空間の展開を含めた様々な事業開発・金融支援を行っており、直近では、暗号資産・AI データセンター事業領域への参入を積極的に進めています。今後、当社との AI データセンター事業領域での協業を検討していること及び当社の事業内容や事業戦略についてもご理解をいただいていることから、本新株予約権の割当先として適切であると判断いたしました。

主な決定理由

- ・ 東京証券取引所スタンダード市場に上場する会社であること。
- ・ フィナンシャルアドバイザリー事業を 20 年間手掛けている実績があること。
- 関東財務局長（金商）第 2588 号（投資助言・代理業）
- ・ 不動産投融資事業を 20 年間営んでいる実績があること。
- ・ 傘下に子会社を 10 社持ち多様な事業に投資を実行していること。
- ・ 株式投資やファイナンス（金融や資金調達）にも実績があること。
- ・ 当社の半導体検査装置事業や新領域事業計画を説明し大変興味を持って理解をいただいたこと
- ・ 当社が 2023 年 1 月 13 日付取締役会にて発行決議した第三者割当による当社第 11 回新株予約権及び 2024 年 10 月 31 日付取締役会にて発行決議した第三者割当による当社第 12 回新株予約権について、割当先としての引受実績があること。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

当社と割当予定先の専務取締役である片田朋希氏との協議において、割当予定先が第三者割当で取得す

る本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、届出書の効力発生後、本割当契約を締結する予定です。

また、本割当契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、その行使価額が修正されることとなった場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項及び第4項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下①～⑥の内容を本割当契約で定める予定です

① 割当予定先は、本新株予約権を行使しようとする日を含む暦月において、本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の数（以下、「行使数量」といいます。）が、本新株予約権の発行の払込期日時点における上場株式数の10%を超えることとなる場合には、制限超過行使を行うことができないものとし、また、当社は、割当予定先による制限超過行使を行わせないものとします。

（i）本新株予約権を複数の者が保有している場合は、当該複数の者による本新株予約権の行使数量を合算します。

（ii）本新株予約権以外に当社が発行する別のMSCB等（日本証券業協会の第三者割当増資等の取扱いに関する規則の定義によるものとします。）で新株予約権等を転換又は行使することができる期間が重複するもの（以下、「別回号MSCB等」といいます。）がある場合は、本新株予約権と当該別回号MSCB等の新株予約権等の行使数量を合算します。

また、当社上場株式数について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

（i）本新株予約権の発行の払込期日後において株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合は、当社の発行済普通株式総数に公正かつ合理的な調整を行います。

（ii）その他、当社の上場株式数については、日本証券業協会の定める平成19年5月29日付「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」並びに東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第2項及び第3項の定めるところにより計算又は取り扱うものとします。

② 割当予定先は、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権行使にあたっては、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うものとします。

③ 割当予定先は、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対して、当社との間で上記①②の内容及び転売先となる者が更に第三者に転売する場合にも上記①②の内容を約させるものとします。

④ 当社は、上記③の転売先となる者との間で、上記①及び②の内容及び転売先となる者が更に第三者に転売する場合にも上記①及②の内容を約するものとします。

⑤ 割当予定先は、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができるものとします。

（i）当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等（以下、本項において「合併等」といいます。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間

（ii）当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間

（iii）東京証券取引所金融商品市場において当社普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に割り当てられた時から当該割当が解除されるまでの間

（iv）本新株予約権の行使価額が発行決議日の東京証券取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合

⑥ 割当予定先は、制限超過行使に該当することを知りながら、本新株予約権の行使を行ってはならない

ものとします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から提出を受けた 2025 年 12 月 25 日付の残高証明書の受領により、割当予定先が現預金 177 百万円を保有していることを確認しました。これにより、本新株式の引き受け及び本新株予約権の払込みに要する資金が確保されていることを確認しております。なお、割当予定先は、上記保有資金の元として 200 百万円をアークサービス株式会社（住所：東京都港区新橋六丁目 22 番 6 号 JOYO ビル 6 階 代表 松田 康広氏）から開示日時点までに借入をしております。アークサービス株式会社については、割当先の abc 株式会社と以前より懇意である不動産コンサルティング事業と金融サービス事業を展開している企業であり、当該の借入を含めて、abc 株式会社の事業戦略にもご理解をいただいている先であると伺っております。また、本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本新株予約権を行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を割当予定先の専務取締役である片田朋希氏より当社専務取締役である樋口真康が口頭にて確認しております。abc 株式会社は、これまでにも当社の増資を引き受けている実績もあり、上記の点に関しても問題はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関する株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態等

当社は、割当予定先である abc 株式会社が、2025 年 12 月 12 日付のコーポレートガバナンスに関する報告書 IV 内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況において、「反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。また、新規取引先については、原則として日経テレコンを用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。」との記載を確認しております。

また、当社は、割当予定先が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを割当予定先の専務取締役である片田朋希氏からのヒアリング等により確認しております。

さらに当社は、abc 株式会社及びアークサービス株式会社並びにその役員及び主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないかを第三者機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号 代表取締役 小板橋仁）に確認を依頼いたしました。同社から受領した報告書を精査したところ、当社内にて検討すべき事項があり、本件に關し当社が提出しております「コーポレートガバナンスに関する報告書 IV 内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の記載事項及び企業行動規範の望まれる事項に照らし、社内において以下のプロセスにより検討を行いました。

- ・リスクプロ調査報告書および公的資料（登記簿等）の内容を協議・精査。
 - ・当社が認識している本件検討情報の内容を明示した上で、abc 株式会社に対し事実関係の確認を実施。
 - ・abc 株式会社からの当該事実の説明内容を踏まえ有識者（顧問弁護士及び TFA）を含めて社内で協議。
- これらの結果、当社は、割当予定先及びアークサービス株式会社並びにその役員及び主要株主が、反社会的勢力等の特定団体等とは現在何らの関係も有しないものと判断いたしました。また、監査等委員会の見解も同様でございます。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前 (2025年6月30日現在)	
Wuhan Jingce Electronic Group Co., Ltd.	37.74%
RAKUGEN OVERSEAS INTERNATIONAL (HK) LIMITED	6.92%
大畠 雅穂	2.37%
楽天証券株式会社	2.16%
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	1.48%
INTERACTIVE BROKERS LLC	1.43%
UBS AG HONG KONG	1.42%
村上 栄	0.94%
株式会社SBI証券	0.76%
小熊 雄二郎	0.58%

(注) 1. 割当前の持株比率は、2025年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしており、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響は軽微であると考えております。なお、開示すべき事項が発生した場合には直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (千円) (連結)

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高	210,315	407,449	417,090
営業利益	△693,502	△558,459	△1,083,829
経常利益	△683,764	△552,095	△1,094,080
当期純利益	△686,241	△554,572	△1,105,888
1株当たり当期純利益	△19.87	△13.85	△25.27
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	37.24	37.94	15.12

(2) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況 (連結)

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始値	157円	99円	94円
高値	169円	102円	150円
安値	123円	85円	50円
終値	124円	92円	110円

② 最近6か月間の状況

	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
始 値	103円	132円	124円	113円	116円	102円
高 値	177円	140円	130円	118円	117円	108円
安 値	96円	113円	114円	102円	97円	90円
終 値	133円	123円	114円	114円	101円	103円

注：2025年12月の株価は12月25日までの株価を表示しています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年12月25日現在
始 値	104円
高 値	108円
安 値	103円
終 値	103円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第10回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行

割 当 日	2022年2月16日
発行新株予約権数	35,310個 本第9回新株予約権 30,310個 本第10回新株予約権 5,000個
発行価額	総額3,625,650円 (本第9回新株予約権1個につき115円、本第10回新株予約権1個につき28円)
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	700,709,650円（差引手取概算額：697,921,650円） (内訳) 本第9回新株予約権 新株予約権発行による調達額：3,485,650円 新株予約権行使による調達額：497,084,000円 本第10回新株予約権 新株予約権発行による調達額：140,000円 新株予約権行使による調達額：200,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
割当先	三田証券株式会社
募集時における発行済株式数	33,041,000株
当該募集による潜在株式数	3,531,000株（新株予約権1個につき100株） 本第9回新株予約権 3,031,000株 本第10回新株予約権 500,000株 本新株予約権の下限行使価額は132円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は3,531,000株です。

現時点における行使状況	第9回新株予約権行使は完了しました。 第10回新株予約権については、全て取得・消却済み。
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	第9回新株予約権行使完了による調達額 421,127,650円 (418,339,650円) 第10回新株予約権については、全て取得・消却済み 調達金額はありません。
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、 (i) 製造部材調達及び外注製作費、407,921,650円 (ii) 技術者増強及び運転資金、90,000,000円 に充当するものです。
現時点における充当状況	2022年11月29日付(訂正)「第三者割当による第9回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第10回新株予約権(行使価額修正型新株予約権転換権付)の発行に関するお知らせ」の一部訂正について記載のとおり、調達した421,267,650円については、それぞれ、(i)に336,283,982円、(ii)技術者増強及び運転資金84,983,668円の充当が完了しております。

②第三者割当による第11回新株予約権の発行

割当日	2023年1月30日
発行新株予約権数	39,000個
発行価額	総額4,914,0000円(本第11回新株予約権1個につき126円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	500,214,000円(差引手取金概算額:498,114,000円) (内訳) 本第11回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 4,914,000円 新株予約権行使による調達額: 495,300,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
割当先	GFA株式会社
募集時における発行済株式数	36,072,000株
当該募集による潜在株式数	3,900,000株(新株予約権1個につき100株) 本新株予約権の下限行使価額は83円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は3,900,000株です。
現時点における行使状況	第11回新株予約権行使は完了しました。
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	第11回新株予約権行使完了による調達額 433,388,200円 (430,088,200円)
発行時の当初の資金使途及び支出予定期	上記差引手取概算額については、 ・装置製造に関わる半導体部材仕入れ等 130,000,000円 (支出予定期: 2023年1月~2023年10月) ・次世代先端システム開発費、バリエーション展開 100,000,000円

	<p>(支出予定時期：2023年1月～2023年12月) ・技術者増強(技術営業、開発、サポート) 100,000,000円 (支出予定時期：2023年3月～2024年12月) ・製造工場移転増強 70,000,000円 (支出予定時期：2024年3月～2025年12月) ・その他運転資金 98,114,000円 (支出予定時期：2023年1月～2024年12月) に充当するものです。</p>																		
現時点における充當状況	<p>当社は、半導体部材仕入れ、次世代装置の開発並びに技術者の増員と製造工場の移転、その他運転資金への充当で 498,114,000円の調達を予定しておりました。しかしながら、当初想定していなかった、ウインテスト武漢に対する貸付の必要性が、調達期間中に発生いたしました。また、当社における資金使途の充当状況に関して、同期間中に当社の株価変動が影響し、行使完了までの本新株予約権の行使価額が修正され、当初予定していた調達予定額を下回りました。そのため、調達資金が7千万円余り減少したこと及び市場における半導体のダブつきによる半導体の需要減速を受けて営業戦略、開発戦略の見直しを行ない、また2023年12月期第1四半期中に割当予定先より2022年に資金の借入があったものを自己資金で返済としており資金使途の範囲に含まれないと判断しております。改めて当社内において検証し、その返済の一部は、資金使途からの充当として取扱うべきと判断したため、訂正することとしました。</p> <p>その結果、「当初資金使途」を変更することとし、2023年8月4日付「資金使途変更に関するお知らせ」及び2023年8月7日付「(訂正)「資金使途の変更についてのお知らせ」の一部訂正について」を開示し、以下の資金使途へ変更を行いました。</p> <p>なお、2023年12月31日時点におきまして、すべての資金使途への充当が完了しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な使途</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>装置製造に関わる半導体部材仕入れ等</td> <td>66,000,000</td> </tr> <tr> <td>次世代先端システム研究開発費 Ver.1</td> <td>30,000,000</td> </tr> <tr> <td>技術者増強(技術営業、開発、サポート)</td> <td>70,000,000</td> </tr> <tr> <td>製造工場移転増強</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>当社100%子会社ウインテスト武漢への貸付(運転資金、資材購入、拠点移転費用)</td> <td>70,000,000</td> </tr> <tr> <td>割当予定先からの借入の返済</td> <td>47,000,000</td> </tr> <tr> <td>その他当社運転資金</td> <td>147,088,200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>430,088,200</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な使途	金額(円)	装置製造に関わる半導体部材仕入れ等	66,000,000	次世代先端システム研究開発費 Ver.1	30,000,000	技術者増強(技術営業、開発、サポート)	70,000,000	製造工場移転増強	—	当社100%子会社ウインテスト武漢への貸付(運転資金、資材購入、拠点移転費用)	70,000,000	割当予定先からの借入の返済	47,000,000	その他当社運転資金	147,088,200	合計	430,088,200
具体的な使途	金額(円)																		
装置製造に関わる半導体部材仕入れ等	66,000,000																		
次世代先端システム研究開発費 Ver.1	30,000,000																		
技術者増強(技術営業、開発、サポート)	70,000,000																		
製造工場移転増強	—																		
当社100%子会社ウインテスト武漢への貸付(運転資金、資材購入、拠点移転費用)	70,000,000																		
割当予定先からの借入の返済	47,000,000																		
その他当社運転資金	147,088,200																		
合計	430,088,200																		

③第三者割当による新株式の発行

払込期日	2023年10月2日～2023年11月30日
調達資金の額	399,921,000円
発行価額	1株につき109円
募集時における発行済株式数	39,972,000株
当該募集における発行済株式数	3,669,000株
募集後における発行済株式数	43,641,000株

割当先	楽言海外国際(香港)有限公司 3,669,000 株
当初の資金使途	①次世代先端システム (WTS-9000S) 開発資金及びバリエーション展開費用 : 70 百万円 ②技術者増強に伴う人件費等(技術営業、開発技術者、アプリ、サポート開発人員) : 100 百万円 ③SoC 向け検査装置市場への参入のための 準備費用 : 150 百万円 ④その他運転資金 : 72 百万円
支出予定時期	①2023 年 10 月～2024 年 8 月 ②2023 年 10 月～2024 年 12 月 ③2023 年 12 月～2024 年 12 月 ④2023 年 10 月～2024 年 4 月
現時点における充当状況	① 次世代先端システム (WTS-9000S) 開発資金及びバリエーション展開費用 : 70 百万円 ② 技術者増強に伴う人件費等(技術営業、開発技術者、アプリ、サポート開発人員) : 100 百万円 ③ SoC 向け検査装置市場への参入のための 準備費用 : 150 百万円 ④ その他運転資金 : 72 百万円

④第三者割当による第 12 回新株予約権の発行

割 当 日	2024 年 11 月 20 日
発 行 新 株 予 約 権 数	100,000 個
発 行 価 額	総額 11,500,000 円 (本第 12 回新株予約権 1 個につき 115 円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差引手取概算額)	711,500,000 円 (差引手取金概算額 : 704,915,500 円) (内訳) 本第 11 回新株予約権 新株予約権発行による調達額 : 11,500,000 円 新株予約権行使による調達額 : 700,000,000 円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
割 当 先	G F A 株式会社
募 集 時 に お け る 発 行 濟 株 式 数	43,641,000 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	10,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 本新株予約権の下限行使価額は 70 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は 10,000,000 株です。
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	当社は、2025 年 7 月 23 日付の「第三者割当による第 12 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の行使完了及び月間行使状況に関するお知らせ」のとおり、第 12 回新株予約権の行使が完了いたしました。

現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	798,345,000円																											
発行時の当初の資金用途及び支出予定時期	<p>上記差引手取概算額については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代先端システム WTS-9000 シリーズデモ機の製造と各営業拠点への設置又は各顧客向けベンチマーク費用 200,000 千円 (2025年1月～2025年12月) ・国内向けアナログ・デジタル・パワー検査装置開発費用 100,000 千円 (2025年1月～2025年12月) ・技術者増強(技術営業、デジ・アナ開発、サポート) 40,000 千円 (2025年1月～2026年12月) ・IoT ヘルスケア製品量産化、販売チャネル開拓費用 50,000 千円 (2024年11月～2025年6月) ・自重補償機器製品量産化、販売チャネル開拓費用 100,000 千円 (2024年11月～2026年12月) ・水素ナノバブルイオン量子水生成器製造及び水素ナノバブルイオン量子水販売チャネル開拓費用 10,000 千円 (2024年11月～2026年12月) ・その他運転資金 204,915 千円 (2024年11月～2026年12月) 																											
現時点における充当状況	<p>本新株予約権による当初調達予定金額と実際に調達した金額との間に乖離が生じておりますので、各使途への充当時期を踏まえ、金額と支出予定時期の見直しをいたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な使途</th> <th>金額(千円)</th> <th>支出予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①次世代先端システムWTS-9000シリーズデモ機の製造と各営業拠点への設置又は各顧客向けベンチマーク費用</td> <td>200,000</td> <td>2025年1月～2025年12月</td> </tr> <tr> <td>②国内向けアナログ・デジタル・パワー検査装置開発費用</td> <td>100,000</td> <td>2025年1月～2026年12月</td> </tr> <tr> <td>③技術者増強(技術営業、デジ・アナ開発、サポート)</td> <td>40,000</td> <td>2024年11月～2025年6月</td> </tr> <tr> <td>④IoTヘルスケア製品量産化、販売チャネル開拓費用</td> <td>50,000</td> <td>2024年11月～2026年12月</td> </tr> <tr> <td>⑤自重補償機器製品量産化、販売チャネル開拓費用</td> <td>100,000</td> <td>2024年11月～2026年12月</td> </tr> <tr> <td>⑥水素ナノバブルイオン量子水生成器製造及び水素ナノバブルイオン量子水販売チャネル開拓費用</td> <td>10,000</td> <td>2024年11月～2026年12月</td> </tr> <tr> <td>⑦その他運転資金</td> <td>298,000</td> <td>2024年11月～2025年10月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>798,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期	①次世代先端システムWTS-9000シリーズデモ機の製造と各営業拠点への設置又は各顧客向けベンチマーク費用	200,000	2025年1月～2025年12月	②国内向けアナログ・デジタル・パワー検査装置開発費用	100,000	2025年1月～2026年12月	③技術者増強(技術営業、デジ・アナ開発、サポート)	40,000	2024年11月～2025年6月	④IoTヘルスケア製品量産化、販売チャネル開拓費用	50,000	2024年11月～2026年12月	⑤自重補償機器製品量産化、販売チャネル開拓費用	100,000	2024年11月～2026年12月	⑥水素ナノバブルイオン量子水生成器製造及び水素ナノバブルイオン量子水販売チャネル開拓費用	10,000	2024年11月～2026年12月	⑦その他運転資金	298,000	2024年11月～2025年10月	計	798,000	
具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期																										
①次世代先端システムWTS-9000シリーズデモ機の製造と各営業拠点への設置又は各顧客向けベンチマーク費用	200,000	2025年1月～2025年12月																										
②国内向けアナログ・デジタル・パワー検査装置開発費用	100,000	2025年1月～2026年12月																										
③技術者増強(技術営業、デジ・アナ開発、サポート)	40,000	2024年11月～2025年6月																										
④IoTヘルスケア製品量産化、販売チャネル開拓費用	50,000	2024年11月～2026年12月																										
⑤自重補償機器製品量産化、販売チャネル開拓費用	100,000	2024年11月～2026年12月																										
⑥水素ナノバブルイオン量子水生成器製造及び水素ナノバブルイオン量子水販売チャネル開拓費用	10,000	2024年11月～2026年12月																										
⑦その他運転資金	298,000	2024年11月～2025年10月																										
計	798,000																											

注：2025年7月31日付適時開示「第12回新株予約権の行使完了に伴う金額及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」にてお知らせのとおり資金使途の内容を変更しています。

11. 発行要項 別紙記載のとおり

(別紙)

ワインテスト株式会社第13回新株予約権（第三者割当）発行要項

1. 新株予約権の名称

ワインテスト株式会社第13回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」といい、本発行要項において「当社」とは「ワインテスト株式会社」を指す。）

2. 申込期日

2026年1月13日

3. 割当日及び払込期日

2026年1月13日

4. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をabc株式会社に割り当てる。

5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は100株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として7,000,000株とする。但し、本項第2号乃至第4号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第8項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第10項第2号及び第5号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第2号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の総数

70,000個

7. 各本新株予約権1個当たりの払込金額

金173円

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、本項第2号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初103円とする。但し、行使価額は第9項に定める修正及び第10項に定める調整を受ける。

9. 行使価額の修正

行使価額は、割当日以降、毎週水曜日（以下「修正日」という。）の直前の取引日である毎週火曜日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90.0%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、毎週水曜日に当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が70円（以下「下限行使価額」といい、第10項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第2号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は

割当日) 以降又は(無償割当の場合は) 効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受けける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第4号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としている場合には、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} - 1 \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第2号⑤の場合の基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日ににおける当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第2号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第2号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第2号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年1月14日から2027年1月13日までの期間とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

当社は、割当日から3ヶ月経過した日以降いつでも、本新株予約権者に対し会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前までに通知した上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要な事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付

当社が吸收合併消滅会社となる吸收合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸收分割会社となる吸收分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸收合併存続会社、新設合併設立会社、吸收分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる。

① 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数を基に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

15. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- （1）本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第

19 項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 20 項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が第 19 項記載の行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を第 7 項に記載のとおりとした。更に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

スルガ銀行株式会社 横浜支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以上